

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景・目的

本市では、平成23年6月に制定した「浅口市環境基本条例」に基づき、平成25年3月に「星の瞬き 水の煌めき 緑の優しさがあふれるまち ～次世代に胸を張って渡せるまちづくり～」を目指すべき環境像とした「浅口市環境基本計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。その後、平成30年3月に計画の中間見直しを行いながら、目指すべき環境像の実現に向けて、環境施策の推進を図ってきました。

しかしながら、近年、地球温暖化が原因とみられる記録的な猛暑や集中豪雨による災害の発生、使い捨て製品に起因するプラスチックごみによる海洋汚染、食べきれずに廃棄される食品ロス、有害鳥獣被害の拡大など、環境問題が多様化してきています。

このような中、環境を取り巻く社会情勢も変化し続けています。特に、平成27年には、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。また、同年に、フランスのパリにて開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、令和2年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されました。さらに、令和4年11月に、エジプトのシャルム・エル・シェイクにて開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）では、気候変動対策の各分野における取組の強化を求める「シャルム・エル・シェイク実施計画」等が採択されました。

これら多様化する環境問題や環境を取り巻く社会情勢の変化に対応していくためには、市民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルへの転換を進めるとともに、行政・市民・事業者・市民団体が連携・協働して、環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことが、これまで以上に必要とされています。

このような背景の下、本市においても、第1次計画の計画期間が令和4年度末をもって終了することから、本市が抱える環境課題を見つめ直し、環境を取り巻く社会情勢の変化、国や岡山県の環境政策の動向を踏まえて、新たな10年間で推進すべき環境施策を掲げる「第2次浅口市環境基本計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定します。

1-1 国際的な動向

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた平成 28 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。SDGs には、エネルギー、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林・海洋の環境保全などの環境分野に関する目標が含まれており、環境分野のみならず、環境・社会・経済の 3 つの側面から 17 の目標を統合的に解決しながら持続可能な未来を築くことが求められています。



出典：国際連合広報センター

持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標

(2) 地球温暖化対策

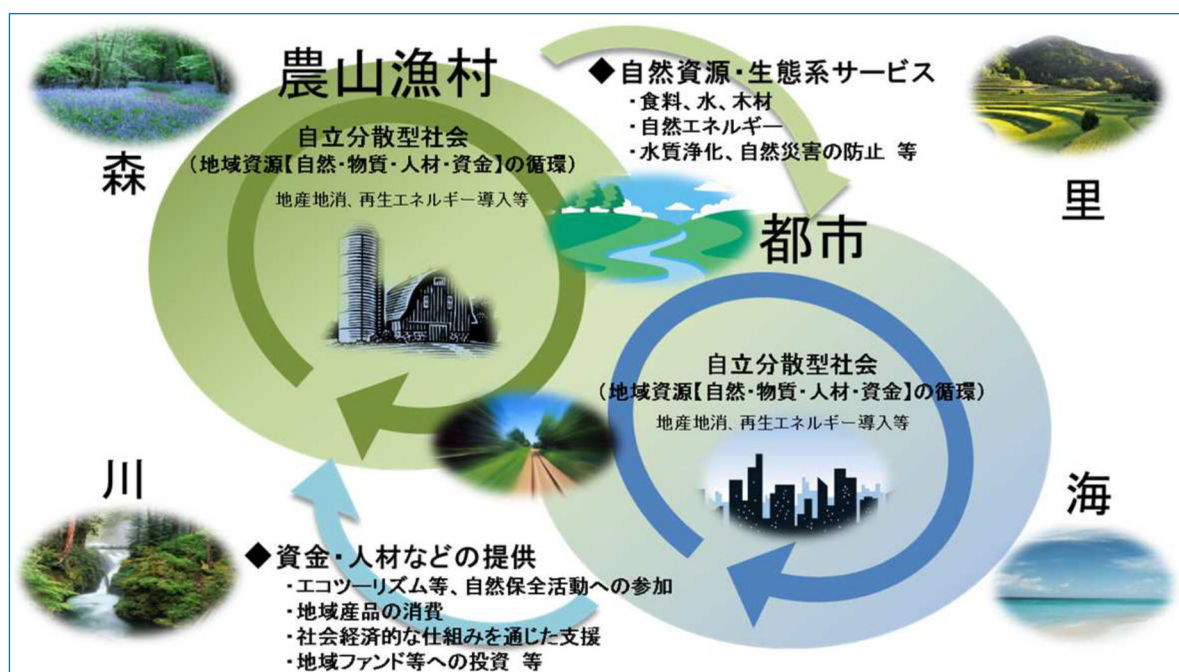
平成 27 年 11 月末から 12 月にかけてフランスのパリにて開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された「パリ協定」において、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに 1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられました。また、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ (排出量と吸収量を均衡させること)、すなわちカーボンニュートラルを達成することが掲げられました。

令和 4 年 11 月にエジプトのシャルム・エル・シェイクにて開催された国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議 (COP27) では、気候変動対策の各分野における取組の強化を求める「シャルム・エル・シェイク実施計画」、令和 12 (2030) 年までの温室効果ガス排出削減を強化するための「緩和作業計画」が採択されました。また、ロス&ダメージ (気候変動の悪影響に伴う損失と損害) 支援のための措置を講じること、その一環としてロス&ダメージ基金 (仮称) を設置することが決定されました。

1-2 国の動向

(1) 第五次環境基本計画

国の「第五次環境基本計画」が、平成30年4月に閣議決定されました。同計画では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方も活用しながら、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現することで、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

地域循環共生圏のイメージ

（２）地球温暖化対策

国では、令和 2 年 10 月に、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが表明されました。その後、令和 3 年 4 月に、温室効果ガス排出量の新たな中期目標として、「平成 25（2013）年度比で令和 12（2030）年度に 46%削減を目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことが表明されました。この野心的な目標の達成に向けた緩和策のさらなる推進を図るため、令和 3 年 10 月に「地球温暖化対策計画」の改訂が行われるとともに、気候変動対策の両輪である適応策についてもさらなる推進を図るため、「気候変動適応計画」の改訂が行われました。



出典：気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト
緩和策と適応策のイメージ

（３）海洋プラスチックごみ問題

海洋に漂流したプラスチックは自然界では分解されにくく、波や紫外線により砕かれた 5mm 以下の微細なプラスチック（マイクロプラスチック）は、有害化学物質を吸着しやすく、海洋生物の誤食と食物連鎖により生態系や社会への影響が懸念されています。

国では、令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定、令和 4 年 4 月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進していくこととしています。

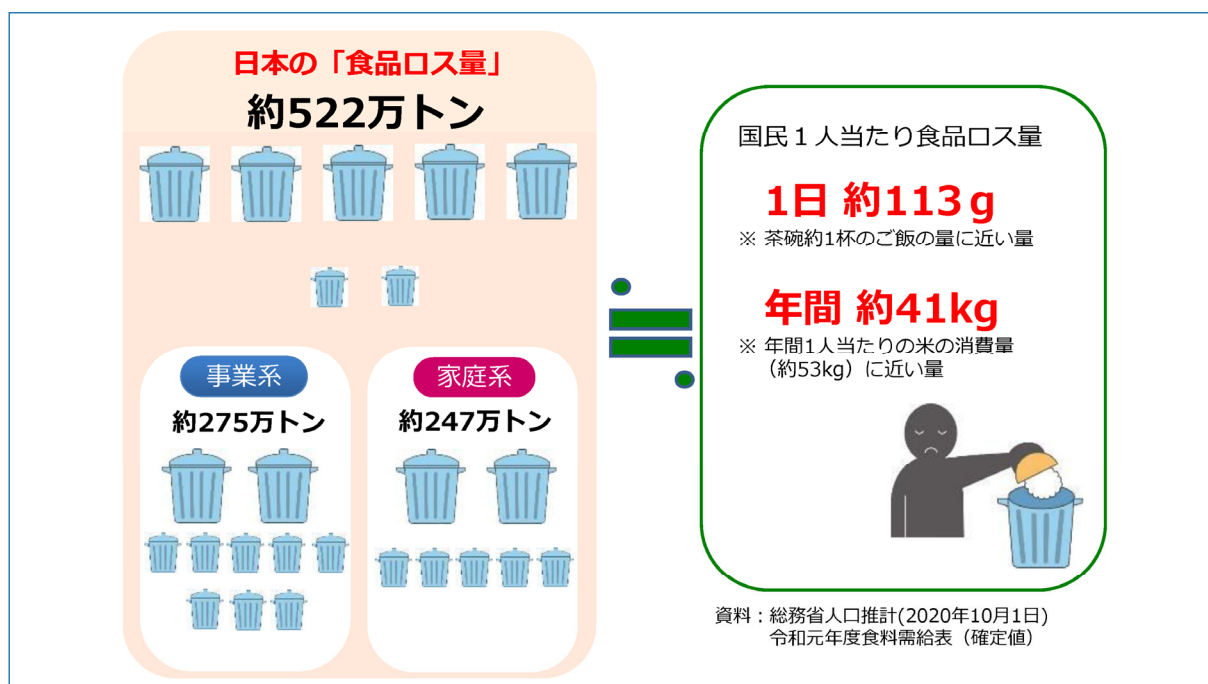


出典：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ（環境省）
プラスチック資源循環のイメージ

（４）食品ロス問題

食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品）は、食料生産時のエネルギーを無駄に消費していることや、運搬や廃棄等で余分な二酸化炭素を排出することなどから、食料問題だけではなく、環境にも悪影響を及ぼす問題となっています。令和２年度における国内の食品ロス量推計値は約 522 万トンで、国民 1 人 1 日当たりに換算すると約 113g（茶碗約 1 杯のご飯の量に近い量）となっています。

国では、令和元年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、食品ロス削減を総合的に推進していくこととしています。



出典：日本の食品ロスの状況（農林水産省）
日本の食品ロスの状況（令和２年度）

1-3 岡山県の動向

岡山県の「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」が、令和 3 年 2 月に策定されました。同計画では、岡山県が目指す将来の姿を「より良い環境に恵まれた持続可能な社会～山から海まで 豊かな岡山を 次世代へ～」とし、それを実現するため、4 つの「基本目標」と 2 つの「横断的な視点」により、それぞれ「重点プログラム」と努力目標としての「指標」を位置づけています。

【基本目標】

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 気候変動対策（緩和・適応）の推進 | 2. 循環型社会の形成 |
| 3. 安全・安心な生活環境の保全と創出 | 4. 自然と共生した社会の形成 |

【横断的な視点】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 環境の未来を支える担い手づくり | 2. 環境の未来を創る経済振興 |
|--------------------|-----------------|

【体系図】

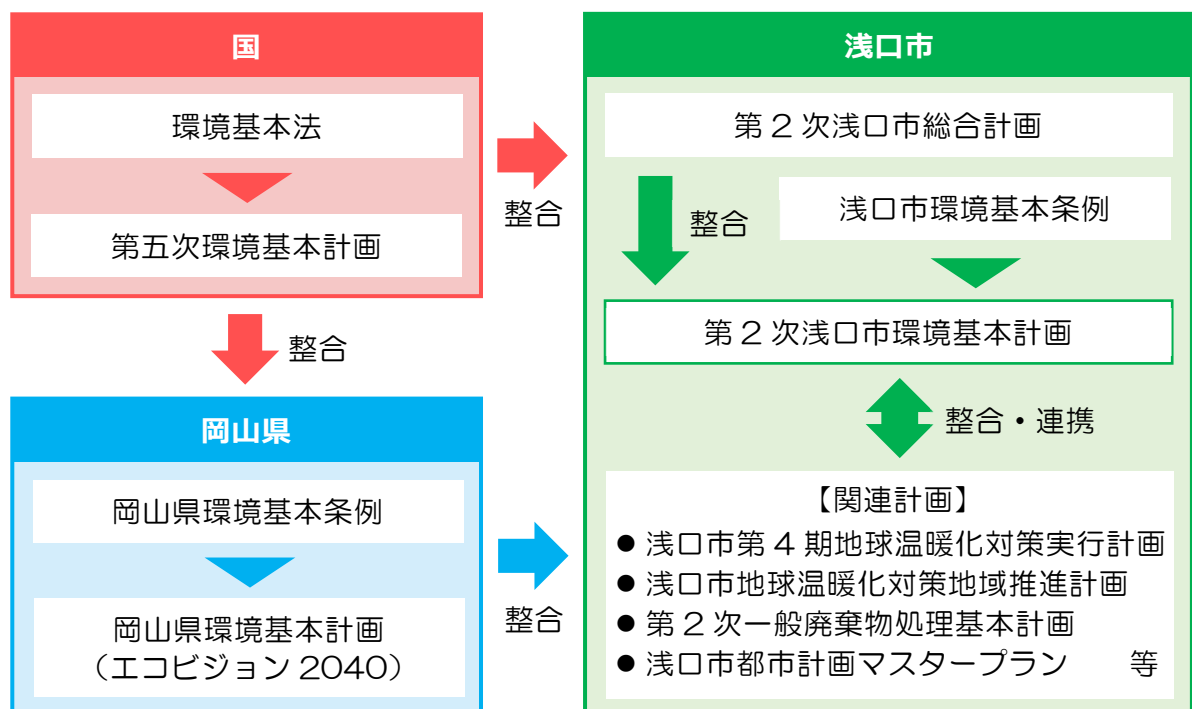


出典：岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）

2 計画の位置づけ・役割

第2次計画は、「浅口市環境基本条例」に位置づけられた計画であり、本市の最上位計画である「第2次浅口市総合計画」を、環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、上位計画となる国の「第五次環境基本計画」や「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」の内容を踏まえるとともに、本市の関連計画との整合を図りつつ、本市が推進する環境施策や、市民・事業者・市民団体の環境に配慮した取組に対して基本的な方向性を示す計画です。



3 計画の期間

第2次計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

ただし、今後の環境問題や環境を取り巻く社会情勢の変化等に的確に対応していくため、中間年度である令和9年度を目処に必要な応じて計画の見直しを行います。

4 計画で対象とする環境の範囲

第2次計画で対象とする環境の範囲は、下表に示すとおりです。

環境分野	環境の範囲	
地球環境	● 省エネルギー ● 気候変動への適応 等	● 再生可能エネルギー
資源循環	● 廃棄物の3R	● 廃棄物の適正処理 等
生活環境	● 大気環境 ● 騒音・振動・悪臭 ● 景観 ● 公園・緑地	● 水環境 ● 有害化学物質 ● 歴史・文化財 ● 空き家・空き地 等
自然環境	● 森林 ● 希少野生動植物 ● 有害鳥獣	● 農地 ● 外来生物 ● 自然とのふれあい 等
環境教育・ 環境保全活動	● 環境教育・環境学習	● 環境保全活動 等